

令和 5 年 4 月 30 日現在

機関番号：32641

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2018～2021

課題番号：18H00810

研究課題名(和文)「先住民族の権利に関する国連宣言」の実効性 - 先住民族・国家・国際機関への影響

研究課題名(英文) Effectiveness of the United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples: Its Impact on Indigenous Peoples, States, and International Organizations

研究代表者

松本 裕子(小坂田裕子)(Matsumoto (Osakada), Yuko)

中央大学・法務研究科・教授

研究者番号：90550731

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 7,950,000円

研究成果の概要(和文)：2022年12月に研究代表者及び研究分担者が編者を務めた『考えてみよう 先住民族と法』を信山社より出版した。同書では、歴史においても現状においても密接だが複雑な先住民族と法の関係を、法学、人類学、政治学、考古学、地域研究等の多様な視点から解きほぐすことを目的としている。各章は、対象としている地域やテーマは多様であるが、近年、先住民族運動において使用されることが増えてきた、国際人権法、特に先住民族の権利に関する国連宣言に可能な限り言及している。そして国連宣言が、先住民族、国家、国際機関等に対して、具体的にどのような影響を与えたのか/与えなかったのかを明らかにし、その意義と課題を検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究成果として出版した『考えてみよう 先住民族と法』は、国際人権法、特に先住民族の権利に関する国連宣言が、国際環境法や国際経済法などの他の分野にどのような影響を与えたか/与えなかったかの検討、さらにマオリやサーミ、アイヌ等の世界の先住民族にどのような影響を与えたか/与えなかったかの検討を行った。同書を通じて、先住民族の権利に関する国際人権法、特に先住民族の権利に関する国連宣言の実効性について多角的な視点から明らかにすることが出来た。

研究成果の概要(英文)：In December 2022, the principal investigator and a research associate served as editors of the book, "Let's Think About Indigenous Peoples and the Law," published by Shinzansha. The book aims to unravel the close but complex relationship between indigenous peoples and the law, both in history and in the present situation, from diverse perspectives including law, anthropology, political science, archaeology, and area studies. Although each chapter covers a diverse range of regions and themes, it refers as much as possible to international human rights law, particularly the United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples, which has been increasingly used in indigenous peoples' movements recently. The significance and challenges of the UN Declaration are then examined by identifying what specific impact it did/did not have on indigenous peoples, states, international organizations, and others.

研究分野：国際人権法

キーワード：先住民族の権利に関する国連宣言

## 1. 研究開始当初の背景

「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（以下、国連宣言）が採択されてから10年以上が経過し、先住民族に関する国連諸機関では、その実施状況に関する総括がおこなわれた。そこからはいくつかのグッド・プラクティスは認められるものの、総じて、国連宣言の実施は困難を極めていることが窺われる。その理由として考えられるのが、①国連宣言の法的拘束力のなさ、②世界の先住民族の多様性である。

①については、研究代表者はこれまでの研究から、国連宣言そのものには法的拘束力はないが、国連宣言に規定される権利の中には、国際慣習法として法的拘束力をもつものもあることを明らかにしてきた。しかし、そもそも法的拘束力のない国際文書等に実効性はないという議論には、その必然性に疑問が多く呈されている。

②については、国連宣言の起草時から、世界の先住民族の置かれている状況が多様なため、統一的な基準を作ることの是非は議論されていたが、日本では、普遍的な基準が完成した後も、多様性を理由に国連宣言の自国への適用を疑問視する主張が見受けられる（常本照樹等）。しかし、国際的に見た場合、そのような議論の妥当性はどの程度、認められるのか検討の必要がある。

また、そもそも国連諸機関がおこなっている総括における国連宣言の実効性の検討は、国内の裁判機関による言及の有無に主に焦点が当てられているが、国連宣言の真の実効性を考える上では、裁判機関のみならず行政・立法機関への影響や、当事者である先住民族の権利運動に与えた影響、人権・環境・開発分野の国際機関への影響など、より包括的な検討が必要であり、その観点からは、現在、存在する研究は不十分である。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、普遍的な基準としての国連宣言の「限界」がどこにあるのかを見極めつつも、先住民族・国家・国際機関に対する影響力を明らかにすることにより、その「意義」を示すことにある。この研究では、国連宣言に関する国家レベル（裁判機関のみならず、行政・立法機関も含む）のグッド・プラクティスを検討するのみならず、当事者である先住民族が国連宣言をどのように利用しているのか、また人権・開発・環境分野の国際機関が国連宣言をどの程度、受容しているのかといった問題まで考察対象とすることで、国連宣言の影響力を包括的に明らかにすることを旨とする。

## 3. 研究の方法

国連宣言の影響について、国家レベル、当事者レベル、国際機関レベルのそれぞれについて、文献や資料の分析、関係者への聞き取り調査を実施した。本研究の遂行にあたっては、国連宣言を中心にしつつも、自由権規約や人種差別撤廃条約などの人権条約の影響も含めて、広く国際人権法の影響という形で検討を行った。研究では、次の2つのレベルに分けた検討を行った。(a) 国連宣言を中心とした国際人権法が開発、世界遺産、遺骨返還、国際投資、貿易といった領域に、どのような影響を与えるのか、あるいはないのか、(b) 国連宣言を中心とした国際人権法が、先住民族の暮らす国や地域（オーストラリア、ラテンアメリカ、北欧、カナダ、台湾、ニュージーランド、アメリカ合衆国、ボツワナ、日本（アイヌ・琉球／沖縄））にどのような影響を与えたのか、あるいはないのか、である。検討する対象領域や地域が広いこと、研究代表者・研究分担者だけではカバーできず、研究会にゲストをお招きして報告をしていただき、それを原稿としてまとめるという方式をとった。

## 4. 研究成果

研究成果として、2022年12月に『考えてみよう 先住民族と法』を信山社より出版した。本書は以下のように構成されている。まず第1部「多様なテーマから考える」では、国連宣言をはじめとする国際人権法の他の法分野への影響について考えることを目指している。各章の中心論点は、必ずしもこれに限定されるわけではないが、2で示した本研究の主たる問題意識に基づいて、次のように分類、順番を決めている。まず第1章で、国連宣言の採択を通じて、先住民族と国際法の関係がどのように変化したのかが明らかにされる。その後、国連宣言をはじめとする国際人権法の影響が認められる分野として、影響が強いと思われる順に、第2章の開発、第3章の世界遺産、第4章の遺骨返還が取り上げられる。

第2章では、開発分野において、人権条約や国連宣言に基づく先住民族の権利が、国内裁判所や世界銀行を通じて、いかに保護されているのかが論じられている。第3章では、国連宣言に具体化された先住民族の権利は、世界遺産委員会が決定する作業指針に組み入れられ、世界遺産条約と国際人権法との矛盾・抵触は、文面上は克服されたが、「排除から包摂への転換」にはまだ多くの課題が残されていることを明らかにしている。第4章は、アメリカの連邦法「アメリカ先住民族墓地保護・返還法」は、その制定は独自に行われたが、国連宣言で示された先祖の遺骨や副葬品等の返還に関する理念を具現化するための模範として位置付けられると指摘し、日本を含む各国において先住民族の法的立場や法体系に合わせて適宜参照されてきたと論じる。

続く第5章の国際投資と第6章の貿易は、先住民族の権利について言えば、国連宣言をはじめとする国際人権法の影響が一般的にほとんど認められないとされる分野である。ただし、第5章では、投資仲裁において原告である先住民族が国連宣言の内容が慣習国際法になっていると主張し、裁判所が先住民族団体との協議義務が慣習国際法上の義務であることを確認したケースに言及している。第6章では、原則として、すべてのアザラシ製品のEUへの輸入や域内販売を禁止する措置を導入するEC規則の執行停止を求めたEU司法裁判所での訴訟において、先住民族側が国連宣言違反を主張したケースに着目し、国連宣言が条約ではないので義務が生じない等として認められなかった点に触れている。

第2部「国や地域の中で考える」では、国連宣言をはじめとする国際人権法が、それぞれの国や地域にどのような影響を与えたのかについて考えることを目指している。こちらも各章の中心論点は、必ずしもこれに限定されるわけではないが、2で示した本研究の主たる問題意識に基づいて、国連宣言をはじめとする国際人権法の影響が強いと考えられる順に並べた。なお、原則として国ごとに分析をおこなっているが、地域をまたいで一定の共通性が認められる場合は、地域として分析をおこなった。

まず、国連宣言をはじめとする国際人権法が先住民族の権利に関する国内法または政策の形成に影響を与えている地域として、第7章のオーストラリア、第8章のラテンアメリカ、第9章の北欧が取り上げられる。第7章では、オーストラリア先住民族の立法措置や行政の対応は、国際的な先住民族の権利をめぐる動きに呼応したものであったとしつつも、近年のオーストラリア政府による国連宣言の集団の権利や自由意思による事前の十分な情報に基づく同意(FPIC)の捉え方に警鐘を鳴らす。第8章は、ラテンアメリカにおいて先住民族の権利に関する法整備は、ILO第169号条約を批准した結果、進んできた面があり、特にボリビアでは国連宣言を国内法とする立法もおこなわれたが、それらの国内法が執行されない実態を明らかにし、その理由を考察している。第9章は、北欧のうちノルウェーでは、先住民族の主体的な運動が国内でのサーミの復権とそれを保障する国内法(サーミ法等)の整備につながり、復権の進展をベースにしたILO第169号条約の批准により更なる国内法(フィンマルク法)の制定が実現し、その動きがさらに北欧全体の先住民族の復権を後押しする可能性をもつ北欧サーミ条約の起草につながったことを論じている。

次は、先住民族の権利を承認する国内法の形成は独自におこなわれてきたが、国連宣言をはじめとする国際人権法の影響も一定程度見られる地域として、第10章のカナダ、第11章の台湾、第12章のニュージーランド、第13章のアメリカ合衆国があげられる。第10章では、カナダでは国際的な潮流とは独立して、憲法に基づく先住民族の権利保障がなされてきたが、2021年に連邦法と国連宣言の両立確保のために必要なあらゆる措置をとることを義務付ける国内法が成立したことを指摘する。第11章では、国連宣言は、ある種の「権威」として、間接的に台湾政府の原住民族政策に影響を及ぼしてきたが、原住民族による権利要求は、国連宣言や人権条約の監視制度を直接利用するのではなく、国内外の政治・社会状況を見据えながら展開されてきたことを論じる。第12章は、イフマータオにおける開発反対運動で、比較的若年のマオリが国連において国連宣言や自由権規約、人種差別撤廃条約等に言及した訴えをおこない、積極的な解決を得る結果に結びついたことに注目する。第13章では、アメリカ合衆国では近年の先住民族の権利運動において国連宣言に言及される等、一定の影響は認められるが、本章で焦点をあてた連邦インディアン法の形成についていけば、基本的に国際法の影響は受けていないことを強調する。

最後に、国による先住民族の権利の承認には至っていないが、権利運動のレベルで国連宣言をはじめとする国際人権法が利用されている地域として、第14章のボツワナ、第15章および第16章の日本を取り上げた。第14章は、先住民族の権利という考え方が中央カラハリ動物保護区の立ち退き問題という事例に関して一定の成果を生んだことは間違いなしとしつつも、それと同時に、アフリカの文脈におけるこの考え方の使いにくさ、なじみにくさを露呈させたことを論じる。第15章は、国連宣言の採択を機に、アイヌ民族が先住民族と認められたことを指摘するが、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」には先住民族としての権利は何も認められておらず、アイヌ民族への理解が国民に広がらなければ権利の議論はできないという視点も変わらず、本質的な課題は未解決なままであることを確認する。第16章は、琉球/沖縄の人々は国から先住民族として認定されていないが、人権条約諸機関から先住民族として認めるよう勧告を受けていること、また米軍基地や遺骨返還といった琉球/沖縄が抱える問題について、国連宣言が根拠の1つとして援用され、権利運動がおこなわれていることに注目する。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計19件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 2件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 Osakada Yuko	4. 巻 25(6)
2. 論文標題 An examination of arguments over the Ainu Policy Promotion Act of Japan based on the UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 The International Journal of Human Rights	6. 最初と最後の頁 1053-1069
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1080/13642987.2020.1811692	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 小坂田裕子	4. 巻 216
2. 論文標題 自由権規約における移民と先住民族の共通性と異質性	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 部落解放研究	6. 最初と最後の頁 113-126
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 小坂田裕子	4. 巻 12
2. 論文標題 博物館展示における先住民族との協働 国立アイヌ民族博物館と国立アメリカ・インディアン博物館の比較	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 境界研究	6. 最初と最後の頁 93-106
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.14943/jbr.12.93	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 小坂田裕子	4. 巻 255
2. 論文標題 先住少数民族の権利 - 二風谷ダム事件	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際法判例百選 (第3版) 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 106-107
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深山直子	4. 巻 86(2)
2. 論文標題 〔書評〕栗田梨津子著『多文化国家オーストラリアの都市先住民 アイデンティティの支配に対する交渉と抵抗』	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 文化人類学	6. 最初と最後の頁 330-333
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.14890/jjcanth.86.2_f1	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小坂田裕子	4. 巻 53
2. 論文標題 先住民族の国境を越えた連帯 - 2005年北欧サミ条約案の意義と直面する困難性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 平和研究	6. 最初と最後の頁 17-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深山直子、テアロハ・ラントゥリー	4. 巻 516-2
2. 論文標題 アオテアロア・ニュージーランドにおけるマオリ女性のマナ テアロハ・ラントゥリー氏による2講演の記録	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 人文学報	6. 最初と最後の頁 39-50
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 深山直子	4. 巻 515-2
2. 論文標題 「初めての参与観察 2018年度「社会人類学演習」の学生レポート集」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『人文学報』	6. 最初と最後の頁 49-92
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小坂田裕子	4. 巻 第53号
2. 論文標題 先住民族の国境を越えた連帯 - 2005年北欧サミ条約案の意義と直面する困難性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『平和研究』	6. 最初と最後の頁 未定
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Junko Maruyama	4. 巻 Volume 11 Issue 46
2. 論文標題 Keeping a Distance: 'Bushman Tourism' in Botswana	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Global-E (Eジャーナル)	6. 最初と最後の頁 なし
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Scarlett Cornelissen and Junko Maruyama	4. 巻 Volume 11 Issue 34
2. 論文標題 Tourism, Capital, and Livelihoods in Africa	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Global-E (Eジャーナル)	6. 最初と最後の頁 なし
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名 小坂田裕子	4. 巻 69巻3・4号
2. 論文標題 自由権規約における自決権とマイノリティに属する者の関係の変化 - 先住民族の権利に焦点をあてて	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 大阪公立大学 法学雑誌	6. 最初と最後の頁 152-170
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小坂田裕子	4. 巻 19巻3号
2. 論文標題 【意見書】自由権規約に基づくアイヌ民族のサケ漁業権：先住民族の権利に関する自由権規約委員会の実行の発展と同委員会による規約解釈尊重の必要性	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 中央ロー・ジャーナ	6. 最初と最後の頁 113-133
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Yuko Osakada	4. 巻 Vol. 14 No. 1
2. 論文標題 An Argument for Relying on Article 27 of the ICCPR in the Ainu Fishery Lawsuit: Potential Basis for the Ainu's Group Right to Fish Salmon	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Golden Gate University Environmental Law Journal	6. 最初と最後の頁 53-68
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Osakada Yuko	4. 巻 13
2. 論文標題 From Victims to Contributors: A Human Rights Approach to Climate Change for the Indigenous Peoples of the Arctic	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 The Yearbook of Polar Law Online	6. 最初と最後の頁 16~38
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1163/22116427_013010003	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小坂田裕子	4. 巻 なし
2. 論文標題 遺伝資源と先住民社会	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 西井正弘・鶴田順(編)『国際環境法講座(第2版)』(有信堂高文社)	6. 最初と最後の頁 164-165
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深山直子	4. 巻 519-2
2. 論文標題 コロナ禍におけるフィールドワーク実習の継続 オンラインでの試みの記録と学生レポート選集	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 人文学報	6. 最初と最後の頁 75-113
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 守谷賢輔	4. 巻 67巻1号
2. 論文標題 カナダ先住民に関する判決 (3)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 福岡大学法学論叢	6. 最初と最後の頁 195-219
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 守谷賢輔	4. 巻 67巻2号
2. 論文標題 カナダ先住民に関する判決 (4)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 福岡大学法学論叢	6. 最初と最後の頁 341-386
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計28件 (うち招待講演 7件 / うち国際学会 6件)

1. 発表者名 小坂田裕子
2. 発表標題 先住民と国連宣言
3. 学会等名 自然の権利の理論と制度科学研究会 (代表: 大久保規子 (大阪大学教授) (招待講演))
4. 発表年 2021年



1. 発表者名 小坂田裕子
2. 発表標題 自由権規約における自決権とマイノリティに属する者の変化
3. 学会等名 文化共有権科研研究会（代表：藤本晃嗣（敬和学園大学准教授））
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Yuko Osakada
2. 発表標題 An Argument for Relying on Article 27 of the ICCPR in the Ainu Fishery Lawsuit
3. 学会等名 1st Japan-Finland Seminar on the Arctic and East Asia（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小坂田裕子
2. 発表標題 風力発電所によるサーミのトナカイ飼育への影響に関するノルウェー最高裁判決（2021年10月11日）
3. 学会等名 「ビジネスと人権」における国際人権法の発展科研研究会（代表：菅原絵美（大阪経済法科大学教授））
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 深山直子（田沼幸子と共同発表）
2. 発表標題 パンデミックにおけるフィールドワーク演習の挑戦
3. 学会等名 カルチュラル・スタディーズ学会カルチュラル・タイフーン2021金沢大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 深山直子
2. 発表標題 マオリ民族と海の先住権
3. 学会等名 梨の木ピース・アカデミー講義
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 丸山淳子
2. 発表標題 変わりゆく狩猟採集社会: ブッシュマンから学ぶこと
3. 学会等名 公益財団法人日本モンキーセンター「京大モンキーキャンパス」(招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 深山直子
2. 発表標題 気象災害に対する環礁社会のレジリエンス 2005年にサイクロンが襲来したクック諸島プカプカの事例より
3. 学会等名 日本文化人類学会第53回研究大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 深山直子
2. 発表標題 保護される自然と庇護されるアイヌ 阿寒のパトロンとしての前田家
3. 学会等名 文部科学省科学研究費補助金(基盤研究B)「アフリカの少数民族による文化/自然の観光資源化と『住民参加』の新展開」(代表: 丸山淳子)研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Junko Maruyama
2. 発表標題 Mobility and Indigeneity: Land issues among the San hunter-gatherers of southern Africa
3. 学会等名 International Conference on Resources and Human Mobility (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 丸山淳子
2. 発表標題 「自然保護」が生みだす土地格差: ボツワナ西部におけるサンと野生動物保護・家畜管理をめぐる諸問題
3. 学会等名 日本アフリカ学会第56回学術大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 丸山淳子
2. 発表標題 サン社会における「分かち合うこと」と「疲れること」: 台頭する「シェアリング経済」を参照しながら
3. 学会等名 みんなく共同研究会「カネとチカラの民族誌」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Yuko OSAKADA
2. 発表標題 Indigenous Peoples as Actors in International Law-Making
3. 学会等名 The Seventh International Four Societies Conference (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 深山直子・棚橋訓・山口徹・山野博哉
2. 発表標題 「気象災害連鎖を生き抜くオセアニア環礁社会の戦略 アトール・レジリエンス解明に挑む」
3. 学会等名 海外学術調査フォーラム・海外学術調査フェスタ
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Fukayama, N., T. Yamaguchi, S. Tanahashi and H. Yamano
2. 発表標題 “Fragile to Climate Change?: From the Perspective of Micro Islands in a Microstate ”
3. 学会等名 The World Social Science Forum 2018 (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 小坂田裕子
2. 発表標題 「先住民族の権利に関する国連宣言」の森林認証制度に対する影響
3. 学会等名 「東亞近代的『権利』問題與其發展」臺日國際學術研討會（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 丸山淳子
2. 発表標題 いま、なぜ「先住民」か
3. 学会等名 『先住民からみる現代世界』出版記念ワークショップ
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 丸山淳子
2. 発表標題 観光はアフリカを救うのか? : 南部アフリカにおける民族文化観光の最前線
3. 学会等名 立教大学観光学部主催アカデミックアドバイザー企画講演会 (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 丸山淳子
2. 発表標題 分けあうことは疲れる、分けあわないことも疲れる 現代の狩猟採集社会から考えるシェアリング
3. 学会等名 日本文化人類学会主催公開シンポジウム (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 丸山淳子
2. 発表標題 「自然保護」が生み出す格差 : ボツワナにおけるサンの土地問題
3. 学会等名 研究会「自然保護という名の土地収奪」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 小坂田裕子
2. 発表標題 アイヌ施策推進法を巡る議論と「先住民族の権利に関する国連宣言」
3. 学会等名 国際人権法学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 深山直子
2. 発表標題 阿寒湖アイヌコタンの歴史的背景 前田家をパトロンとする形成期を中心に
3. 学会等名 観光学会第11回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 深山直子
2. 発表標題 NZマオリはCOVID-19をどのように経験したのか ウェブ情報から考える先住的レジリエンス
3. 学会等名 国立民族学博物館共同研究会「先住民と情報化する社会の関わり」(代表:近藤祉秋)(招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 深山直子
2. 発表標題 ニュージーランドにおけるミックス・マオリの所在 センサス、先住民政治、そして若者たちの語りから
3. 学会等名 国立民族学博物館共同研究会「ミックスをめぐる帰属と差異化の比較民族誌 オセアニアの先住民を中心に」(代表:山内由里子)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 深山直子
2. 発表標題 アオテアロア・ニュージーランドの先住民マオリの漁業権
3. 学会等名 中央大学社会科学研究所公開研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Junko Maruyama
2. 発表標題 Nature conservation, Land rights and Livelihood among the San in Central Kalahari
3. 学会等名 The Conference on Hunting and Gathering Societies (CHAGS) 13 (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 丸山淳子
2. 発表標題 アイヌ観光とハイブリディティ：阿寒湖地域における先住民族観光の試み
3. 学会等名 観光学会第11回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 丸山淳子
2. 発表標題 「ブッシュマン観光」から考える観光と文化
3. 学会等名 文化遺産国際協力コンソーシアム第19回アフリカ分科会（招待講演）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 鈴木 敦、出口 雄一、赤坂 幸一、荒邦 啓介、江藤 祥平、西村 裕一、廣田 直美、守谷 賢輔	4. 発行年 2021年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 368
3. 書名 「戦後憲法学」の群像	

1. 著者名 松村圭一郎、コクヨ野外学習センター	4. 発行年 2021年
2. 出版社 黒鳥社	5. 総ページ数 301
3. 書名 働くことの人類学【活字版】 仕事と自由をめぐる8つの対話	

1. 著者名 芹田 健太郎、坂元 茂樹、薬師寺 公夫、浅田 正彦、酒井 啓亘	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 1060
3. 書名 実証の国際法学の継承	

1. 著者名 深山直子	4. 発行年 2019年
2. 出版社 風響社	5. 総ページ数 364
3. 書名 『アイ・ランドスケープ・ヒストリーズ 出会いと絡み合いの島景観史』、山口徹（編）	

1. 著者名 小坂田 裕子、深山 直子、丸山 淳子、守谷 賢輔	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 246
3. 書名 考えてみよう 先住民族と法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-



6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	丸山 淳子  (Maruyama Junko)  (00444472)	津田塾大学・学芸学部・准教授    (32642)	
研究分担者	守谷 賢輔  (Moriya Kensuke)  (40509650)	福岡大学・法学部・准教授    (37111)	
研究分担者	深山 直子  (Fukayama Naoko)  (90588451)	東京都立大学・人文科学研究科・准教授    (22604)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関